



青森労働局発表
令和5年3月30日(木)

【照会先】

青森労働局職業安定部職業対策課
課長 山谷 良子
地方障害者雇用担当官 佐藤 英雄
Tel 017-721-2003
Fax 017-773-5372

令和4年度 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく 市町村等の機関への適正実施勧告の実施について

青森県内の市町村等のうち、25機関については、令和3年6月1日現在で法定雇用率を達成できていないことから、令和4年1月1日から令和4年12月31日を期間とする障害者採用計画を作成して取り組みを進めていたところですが、一定の改善が見られなかった19機関に対し、採用計画に対する適正な実施について勧告を行いました。

<参考>

障害者雇用促進法では、障害者の雇を促進するため、国及び地方公共団体の任命権者に対し、常時勤務する職員の一定割合(法定雇用率、2.6%。都道府県に置かれる教育委員会その他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあつては2.5%)以上の障害者の雇を義務付けています。法定雇用率を達成していない機関は、障害者採用計画を作成しなければならない(法第38条第1項)ほか、都道府県労働局長は、特に必要があると認めるときは、当該市町村等機関の任命権者に対して、障害者採用計画の適正な実施に関する勧告(適正実施勧告)を行えることになっています(法第39条第2項、規則第46条第1項)。

市町村等の機関に対する指導の結果

1 雇用義務を達成した機関	3 機関
2 雇用義務未達成であるが、勧告の発出基準(※1)には該当しない機関	3 機関
3 勧告の対象となる機関	(※2) 19 機関
合 計	25 機関

→ 引き続き、法定雇用率達成に向けて指導を実施

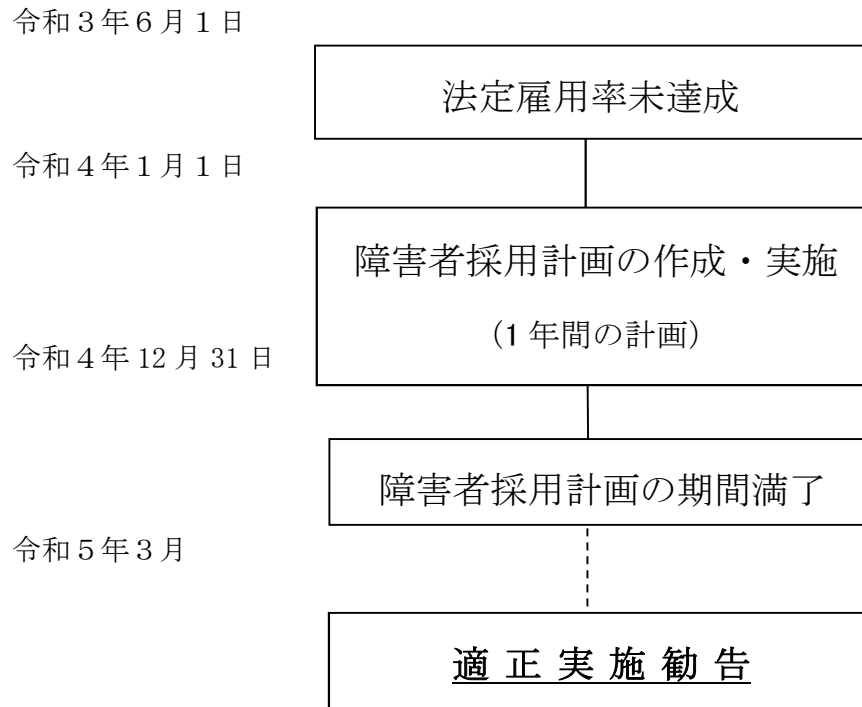
(※1) 適正実施勧告の発出基準

適正実施勧告の発出は、次のいずれかの基準に該当する場合に行う。

- ① 障害者採用計画の実施率が 50%未満であること。
- ② 計画期間終期の実雇用率が、当該機関における計画始期の前年の6月1日現在における実雇用率を上回っていないこと。

(※2) むつ市、鱒ヶ沢町、藤崎町、板柳町、野辺地町、六戸町、横浜町、六ヶ所村、おいらせ町、三戸町、五戸町、新郷村、弘前市教育委員会、むつ市教育委員会、藤崎町教育委員会、弘前市上下水道部、一部事務組合下北医療センター、つがる西北五広域連合病院事業、十和田市立中央病院

市町村等の機関に対する雇用率達成指導の流れ図



(参考)

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）（抄）

（対象障害者の雇用に関する事業主の責務）

第三十七条 すべて事業主は、対象障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであつて、進んで対象障害者の雇入れに努めなければならない。

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務）

第三十八条 国及び地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。以下同じ。）は、職員（当該機関（当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。以下同じ。）に常時勤務する職員であつて、警察官、自衛官その他の政令で定める職員以外のものに限る。以下同じ。）の採用について、当該機関に勤務する対象障害者である職員の数が、当該機関の職員の総数に、第四十三条第二項に規定する障害者雇用率を下回らない率であつて政令で定めるものを乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）未満である場合には、対象障害者である職員の数がその率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、対象障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

2～5 （略）

（採用状況の通報等）

第三十九条 国及び地方公共団体の任命権者は、政令で定めるところにより、前条第一項の計画及びその実施状況を厚生労働大臣に通報しなければならない。

2 厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、前条第一項の計画を作成した国及び地方公共団体の任命権者に対して、その適正な実施に関し、勧告をすることができる。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）（抄）

（法第三十八条第一項の政令で定める率）

第二条 法第三十八条第一項の政令で定める率は、百分の二・六とする。ただし、都道府県に置かれる教育委員会その他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあつては、百分の二・五とする。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 175 号）

附則

1（略）

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（この項及び附則第四項において「新障害者雇用促進法施行令」という。）第二条、第九条、第十条の二第二項及び第十八条の規定の適用については、当分の間、新障害者雇用促進法施行令第二条中「百分の二・六」とあるのは「百分の二・五」と、同条ただし書中「百分の二・五」とあるのは、「百分の二・四」と、新障害者雇用促進法施行令第九条中「百分の二・三」とあるのは「百分の二・二」と、新障害者雇用促進法施行令第十条の二第二項中「百分の二・六」とあるのは、「百分の二・五」と、新障害者雇用促進法施行令第十八条中「百分の二・三」とあるのは「百分の二・二」とする。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則

（権限の委任）

第四十六条 法第三十九条（法第四十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十条に規定する厚生労働大臣の権限のうち、市町村及び第四条の十四に規定する特別地方公共団体の任命権者に係るもの並びに法第四十二条に規定する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。